

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十一号

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
第二条の表中

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験

同法第十五条の十七第一項の規定により知事が指定する試験機関

を

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第五条第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録	同法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する指定登録機関
建築士法第十一条第二項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付又は再交付	同法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する指定登録機関
建築士法第十三条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験	同法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する試験機関
建築士法第二十三条第一項又は第三項の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録又は更新の登録	同法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する指定事務所登録機関

に改める。

別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下この項において「法」という。()の項中「四、〇〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、

三〇〇円」を「五、二〇〇円」に、

一、一〇〇円
二、九〇〇円

を

一、〇〇〇円

に、「一、九〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表

二、八〇〇円

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この項において「法」という。）の項中

法第八条（法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による准看護師の免許	准看護師免許手数料	五、六〇〇円
---	-----------	--------

を

法第八条（法第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による准看護師の免許	准看護師免許手数料	五、六〇〇円
法第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修（保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十九年広島県規則第七十八号。以下この項において「規則」という。）第八条第二項に規定する集合研修に限る。）	准看護師再教育研修手数料	一 規則第八条第二項第一号に規定する者に係るもの 四六、〇〇〇円 二 規則第八条第二項第二号に規定する者に係るもの 八四、〇〇〇円
法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	五、六〇〇円
規則第十一条第一項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の書換交付	准看護師再教育研修修了登録証書換交付手数料	三、四〇〇円
規則第十二条第一項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	四、一〇〇円

に

改め、同表教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下この項において「法」という。）の項中「第五条第一項及び第十六条の二第一項」を「第五条第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項及び第二項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第五条第五項」を「第五条第六項」に、

法第六条第一項の規定による教育職員の検定	教育職員の検定手数料	一、八〇〇円
----------------------	------------	--------

を

法第六条第一項及び第四項の規定による教育職員の検定	教育職員の検定手数料	一、八〇〇円
法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料	三、〇〇〇円
法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料	一、七〇〇円

に、

法第十五条の規定による免許状の再交付	教育職員の免許状再交付手数料	一、一〇〇円
--------------------	----------------	--------

を

法第十五条の規定による免許状の再交付	教育職員の免許状再交付手数料	一、一〇〇円
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の修了の確認	教育職員の免許状更新講習修了確認手数料	三、〇〇〇円
改正法附則第二条第三項第三号の規定による免許状更新講習の修了後の期間に係る確認	改正法附則第二条第三項第三号に規定する者の期間確認手数料	三、〇〇〇円
改正法附則第二条第四項の規定による免許状更新講習の修了確認期限の延期	教育職員の免許状更新講習修了確認期限延期手数料	一、七〇〇円
改正法附則第二条第五項の規定による免許状更新講習の受講の免除	教育職員の免許状更新講習受講免除手数料	三、〇〇〇円

に

改め、同表火薬類取締法（以下この項において「法」という。）の項中「二二、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表建築士法（以下この項において「法」という。）

の項中

法第四条第二項又は第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	一八、〇〇〇円
-----------------------------------	-------------------	---------

を

法第五条第一項の規定による 二級建築士又は木造建築士の 登録 法第十一条第二項の規定による 二級建築士又は木造建築士の免 許証の書換え交付又は再交付	二級建築士又は木 造建築士の登録手 数料 二級建築士又は木 造建築士の免許証 の書換え交付又は 再交付手数料	一九、二〇〇円 五、九〇〇円
---	--	-------------------

に、

「一五、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。）の項中「又は第三十一条第一項」を「、第三十一条第一項又は第五十一条第一項」に、

二 牛、やぎの結核病検査 三 馬伝染性貧血検査 一、二〇〇円	二 牛、やぎの結核病検査 三 馬伝染性貧血検査 一、三〇〇円	に、
--------------------------------------	--------------------------------------	----

七 牛、やぎ、豚のブル セラ病検査 三〇〇円 八 牛のヨーネ病検査 五〇〇円	七 牛、やぎ、豚のブル セラ病検査 五〇〇円 八 牛のヨーネ病検査 一検査項目につき 七〇〇円	に、
---	---	----

十五 馬インフルエンザ 検査 三、〇〇〇円	十五 馬インフルエンザ 検査 三、〇〇〇円 十六 牛カンピロバクタ ー症検査 一、四〇〇円	に改め、同表高圧
--------------------------	---	----------

ガス保安法（以下この項において「法」という。）の項中「一〇、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）の項中

法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業の許可更新申請手数料	一一、〇〇〇円
法第二十六条第三項ただし書の規定による医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査	医薬品の販売先等の変更許可申請手数料	七、一〇〇円

を

法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業の許可更新申請手数料	一一、〇〇〇円
---------------------------------------	------------------	---------

に、

「若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」に、「若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等の変更の許可証」を「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証」に改め、同表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の項中「二三、〇〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、同表職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）の項中「一五、七〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表介護保険法（以下この項に

において「法」という。）の項中

三六、八〇〇円	一五、〇〇〇円
---------	---------

を

に改め、同表に次のように加える。

二八、一〇〇円	一〇、九〇〇円
---------	---------

高齢者、障害者等の移動等の円滑化	法第十七条第四項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の建築等及び維持保	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の建築基準関係規定適合審査手数料	特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る建築物（法第十八条第二項の規定による場合は、計
------------------	--	------------------------------------	--

の促進に
関する法
律（平成
十八年法
律第九十
一号。以
下この項
において
「法」と
いう。）

全の計画の建築基準関係規定
の適合の審査に係る申出の受
付

画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築物の建築又は大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一1から一9までにおいて同じ。）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする部分を含む場合においてはその部分の構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごと

構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二1から二21までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第十八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二21までにおいて同じ。）の二1から二21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 一 1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの
五、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
九、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一四、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
三四、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、

〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四八、〇〇〇円

7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一四〇、〇〇〇円

8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二四〇、〇〇〇円

9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 四六〇、〇〇〇円

二1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車庫、倉庫その他規則で定めるもの(以下この項において「工場等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 一二五、〇〇〇円
(建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、一三、〇〇〇円)

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一四四、〇〇〇円

-
-
-
-
- 3 (大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
-

三一四、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、二七二、〇〇〇円)

7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
三九〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、三三六、〇〇〇円)

8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二一二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、一八六、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二六〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、二二七、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方

メートルを超え五、
〇〇〇平方メートル
以内のもの

三九八、〇〇〇円
(大臣認定プログラ
ムによるものについ
ては、三四一、〇〇
〇円)

11 構造計算適合性判
定対象建築物の用途
がホテル等の場合に
おいて、床面積の合
計が五、〇〇〇平方
メートルを超え一
〇、〇〇〇平方メー
トル以内のもの

四七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラ
ムによるものについ
ては、四〇三、〇〇
〇円)

12 構造計算適合性判
定対象建築物の用途
がホテル等の場合に
おいて、床面積の合
計が一〇、〇〇〇平
方メートルを超え二
〇、〇〇〇平方メー
トル以内のもの

五六八、〇〇〇円
(大臣認定プログラ
ムによるものについ
ては、四八四、〇〇
〇円)

13 構造計算適合性判
定対象建築物の用途
がホテル等の場合に
おいて、床面積の合
計が二〇、〇〇〇平
方メートルを超え五
〇、〇〇〇平方メー
トル以内のもの

六一六、〇〇〇円
(大臣認定プログラ
ムによるものについ
ては、五二五、〇〇
〇円)

14 構造計算適合性判
定対象建築物の用途
がホテル等の場合に

において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの

七一二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)

15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)
の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)

16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)

17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

三〇〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)

18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三五八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、三〇八、〇〇〇円)

19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、三五八、〇〇〇円)

20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、四〇九、〇〇〇円)

21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
六〇六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるもの)
については、五一一、〇〇〇円)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）

法第五条第一項、第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

一 長期優良住宅建築等計画により建築しようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合

三四、〇〇〇円

二 長期優良住宅建築等計画により建築しようする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計（建築物の増築又は改築をしようとする部分と既存建築物の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するように増築又は改築をしようとする場合において、当該増築又は改築をしようとする部分の床面積の合計とする。以下この項において同じ。）の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの

七九、〇〇〇円

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二六、〇〇〇円

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

二四九、〇〇〇円

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方

			<p>方メートル以内のもの の 四四六、〇〇〇円</p> <p>5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 七六七、〇〇〇円</p> <p>6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、四一九、〇〇〇円</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、〇二八、〇〇〇円</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 二、四八四、〇〇〇円</p>
	<p>法第六条第二項（法第八条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定の適合の審査に係る申出の受付</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料</p>	<p>長期優良住宅建築等計画に係る建築物（法第八条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限り。以下この項において同じ。）の新築、増築又は改築をする場合のそれぞれにおいて、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部又は一部を含んだ建築に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては、当該増加する部分の床面積とする。一から一9までにおいて同じ。</p>

）の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途（部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二1から二21までにおいて同じ。）及び床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第八条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二1から二21までにおいて同じ。）の二1から二21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

一1 床面積の合計が三

-
-
-
-
- 平方メートル以内のもの
 - 五、○○○円
 - 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
九、○○○円
 - 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一四、○○○円
 - 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
一九、○○○円
 - 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
三四、○○○円
 - 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八、○○○円
 - 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四〇、○○○円
 - 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二四〇、○○○円
 - 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
四六〇、○○○円
- 二
1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下この項において「工場等

「という。」の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二五、〇〇〇円
(建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。))によるものについては、一三、〇〇〇円)

2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
一四四、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)

3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)

4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五二、〇〇〇円

-
-
-
- 5 (大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)
- 5 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三一四、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二七二、〇〇〇円)
- 7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
三九〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三三六、〇〇〇円)
- 8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの(以下この項において「ホテル等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇
-

平方メートル以内のもの

二二二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)

9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二六〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二二七、〇〇〇円)

10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)

11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)

12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方

-
-
-
-
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六一六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについて、五二五、〇〇〇円)
- 14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
七一二、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについて、六〇七、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下の項において「共同住宅等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一七一、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)
- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途

-
-
-
- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇六、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)
17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇〇、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)
18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三五八、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)
19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一七、〇〇〇円
(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)
20 構造計算適合性判
-

	<p>法第八条第一項の規定による 長期優良住宅建築等計画の変 更の認定の申請に対する審査</p>
	<p>長期優良住宅建築等計 画変更認定申請手数料</p>
<p>定対象建築物の用途 が共同住宅等の場合 において、床面積の 合計が二〇、〇〇〇 平方メートルを超え 五〇、〇〇〇平方メ ートル以内のもの 四八〇、〇〇〇円 (大臣認定プログラ ムによるものについ ては、四〇九、〇〇 〇円)</p> <p>21 構造計算適合性判 定対象建築物の用途 が共同住宅等の場合 において、床面積の 合計が五〇、〇〇〇 平方メートルを超え るもの 六〇六、〇〇〇円 (大臣認定プログラ ムによるものについ ては、五一一、〇〇 〇円)</p>	<p>一 長期優良住宅建築等 計画の変更により建築 しようとする住宅が一 戸建ての住宅の場合 三四、〇〇〇円</p> <p>二 長期優良住宅建築等 計画の変更により建築 しようとする住宅が一 に掲げる住宅以外の場 合にあつては、当該住 宅に係る建築物の床面 積の合計の1から8ま でに掲げる区分に応じ 当該区分に定める額</p> <p>1 床面積の合計が五 〇〇平方メートル以 内のもの 七九、〇〇〇円</p> <p>2 床面積の合計が五 〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方 メートル以内のもの 一二六、〇〇〇円</p> <p>3 床面積の合計が一、 〇〇〇平方メートル を超え三、〇〇〇平</p>

付は、一の運転免許証の再交付とする。）

<p>法第九十四条第二項の規定による運転免許証の再交付（一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した運転免許証の再交付は、一の運転免許証の再交付とする。）</p>	<p>免許証再交付手数料</p>	<p>一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付 三、六五〇円</p>
		<p>二 仮運転免許に係る運転免許証の再交付 一、二〇〇円</p>
<p>道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査に從事する者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 七〇〇円</p>

に

改め、同表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の項中「一六、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改める。

第三条 広島県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項中

<p>道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査に從事する者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 七〇〇円</p>
--	---------------------	----------------------

を

<p>法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査に從事する者に対する講習</p>	<p>認知機能検査員講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 七〇〇円</p>
<p>法第九十七条の二第一項第三号イ又は法第一百</p>	<p>認知機能検査手数料</p>	<p>六五〇円</p>

に、

一条の四第二項の規定による認知機能検査

二十 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの 講習一時間につき 二、〇五〇円	二十一 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 講習一時間につき 一、五〇〇円	二十二 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの 九、四〇〇円	二十三 第十三号に掲げる講習で二十二に掲げるもの以外のもの 一三、四〇〇円
---	---	--	--

を

二十 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ又は法第一条の四第二項に規定する者に限る。）に対するもの 五、三五〇円	二十一 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 二、三五〇円	二十二 第十二号に掲げる講習で二十及び二十一に掲げるもの以外のもの 五、八〇〇円	二十三 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの 九、四〇〇円	二十四 第十三号に掲げる講習で二十三に掲げるもの以外のもの 一三、四〇〇円
---	---	---	--	--

に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成二十一年四月十六日

二 第一条中広島県手数料条例別表薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定及び第三条の規定 平成二十一年六月一

日

三 第一条中広島県手数料条別表に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項を加える改正規定

平成二十一年六月四日

（経過措置）

2 平成二十一年六月一日から六年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の広島県手数料条別表薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）の項中「令第四十五条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付」とあるのは「令第四十五条第一項又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。以下この項において「整備政令」という。）附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第四十五条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付」と、「令第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付」とあるのは「令第四十六条第一項又は整備政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第一項の規定による薬局開設、医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付」とする。